

## 豊橋市健康経営普及促進に関する協定書

豊橋市（以下「甲」という。）、豊橋商工会議所（以下「乙」という。）及び全国健康保険協会愛知支部（以下「丙」という。）は、豊橋市内における事業所等への健康経営の普及促進をするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力を行い、健康経営の普及促進の取組みを一体的に推進することにより、豊橋市内事業所等の従業員の健康増進を図り、もって健幸なまちづくりの推進に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 豊橋市内の事業所等への健康経営の普及促進に関すること。
- (2) 豊橋市民の健康づくりの推進に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了1か月前までに、甲、乙及び丙より終了の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲、乙及び丙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙及び丙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結の確実を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ記名のうえ各1通を所持するものとする。

平成31年4月9日

甲 豊橋市今橋町1番地

豊橋市長

乙 豊橋市花田町字石塚42番地の1  
豊橋商工会議所

会頭

丙 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号  
JPタワー名古屋  
全国健康保険協会愛知支部

支部長

# 豊橋市健康経営普及促進に関する協定

豊橋市

豊橋商工会議所

全国健康保険協会 愛知支部